








■『2026年度 入場前持込品&車両点検 5月 安全・環境パトロール』結果報告

安全パトロール実施

5月30日（土）トヨタ自動車九州(株) 安全健康推進部にご参加いただき、事務局、3分科会メンバー、運営委員 総勢 35名にて、安全・環境パトロールを実施しました

安全パトロール結果

1	重点点検項目	工事管理板・作責・4S点検・電動工具・火気作業・高所作業関係・ロックアウト他
2	点検現場数	宮田工場：45現場
3	指摘現場(2現場) 指摘計：4件	<ul style="list-style-type: none"> <li>指摘：B ①サブ看板なし</li> <li>指摘：C ②作業員名簿表のチェックなし</li> <li>指摘：C ③始業前点検未実施：点検表なし</li> <li>指摘：C ④高所作業車のキー抜き忘れ</li> </ul>  <p>←&lt;④高所作業車キー抜き忘れ&gt;</p>  <p>←&lt;①サブ看板なし&gt;</p>  <p>←&lt;②作業員名簿チェックなし&gt; (写真は確認後に記票)</p>
4	優良現場(2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良 ① 作業責任者の責務の確認リストが準備されている</li> <li>優良 ② 書類内記載すべきところを赤枠で表示</li> </ul>  <p>&lt;①作責確認項目リスト&gt;</p>  <p>&lt;②記載箇所を赤枠で表示&gt;</p>

入場前持込品&車両点検 結果報告

点検は7：30～9：00の間 宮田工場メインゲート前道路通過車両 79台 を実施



持ち込み前点検実施前状況



持ち込み前点検 全体風景



個別の点検風景

1.乗入車両関係不備

① 車両点検記録なし 8件（10%）

2.持ち込み道具関係不備

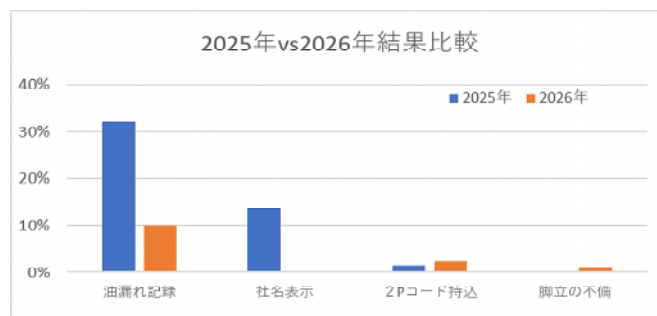
② 2Pコード持込 2件（3%）

③ 脚立の不備 1件（1%）



<②2P延長コード持込>

2025年度との比較→  
不備は減少傾向



TMK 安全健康推進部からのお知らせ

◎平日工事パトロール結果(4/1～4/28) 点検現場数：23件

(1)アドバイス事項

リスク/分類	アドバイス内容
D:墜落、転落	脚立の2人乗り作業
E:感電	電工ドラム点検シール期限切れ(右図)
作業責任者	作業責任者が一般作業実施
工事管理板	工事書類 一部未記入 ・労災保険番号 ・ロックアウトナンバー



(2)良かった内容

分類	良かった内容
切創防止	プレス品周囲に接触防止板を設置(右図)

◎その他

休憩中は「休憩中」の表示をお願いします。

TMK 総務部からのお知らせ

R7年に香港の高層住宅において多数の死傷者が発生した改修工事中の火災を受けて、消防庁より工事中の防火対象物における火災予防上の留意点に関する通達が出ています(参照 P3)

改めて 全豊田構内作業 仕先安全基準 (P32 爆発・火災5-2 火気使用作業 下記)の徹底をお願いします

爆発・火災 5-2 火気使用作業			
No.	実施事項	急所・ポイント	引用文献
1	作業開始前に火気使用許可を得る(客先ルールの順守)	許可証を工事管理板等に掲示	
2	手元に消火器、防火シート等を備える	消火器2本以上、即時対応できる位置	
3	近くに引火物、可燃物、爆発物がないこと	周辺の状況	
4	「火気使用中」の垂れ幕を掲示する	第三者から見やすい位置	
5	腕章を着用した火気監視人を置く	休憩時も監視	
6	溶接・溶断時、火花の飛散を最小限に食い止める防火シート・遮蔽板を設ける	高所・グレーティング上での作業	

消防予第 120 号  
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長  
各消防本部消防長  
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 工事中の防火対象物における火災予防上の留意事項について

去る令和 7 年 11 月 26 日、香港の高層住宅において、改修工事中の火災により多数の死傷者が発生しました。現在、出火原因等は現地当局により調査中ですが、令和 7 年度予防行政のあり方に関する検討会において、本火災の教訓等について検討した内容を踏まえ、工事中の防火対象物における火災予防上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、工事関係者や建物関係者に対し、下記事項について機会を捉えて指導するようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1 出火防止について

火気を使用する作業や火花が発生する作業等を行う際は、周囲の可燃物の除去や消火器等の準備、また、必要に応じて不燃性シートによる火花等の飛散防止を図ること。

#### 2 工事用シートについて

工事用シートは、消防法令に基づき、防炎物品を使用すること。

#### 3 改修工事中の消防用設備等の運用について

改修工事中においても、原則として消防用設備等の機能を維持する必要があるが、一部機能を停止させる必要のある場合は、停止させる範囲や時間を必要最小限とするとともに、工期や作業内容等に応じて代替設備の設置や巡回警戒等の対策を講じること。

#### 4 火災発生時の応急対応等について

火災発生時は、直ちに消防機関への通報、初期消火を行うとともに、防火対象物の利用者に対して迅速な情報伝達と避難誘導を行うこと。

また、工事の進捗によって作業者の配置や使用可能な避難経路等が変わる可能性があるため、当該状況に応じた火災時の情報伝達ルートや避難経路について、あらかじめ計画しておくこと。